

資 料

アメリカ法判例研究 (14)

アメリカ最高裁研究会
(代表者 宮 川 成 雄)

I 大学におけるアフーマティブ・
アクションの基準の厳格化

— Fisher v. University of Texas at Austin, 133 S. Ct. 2411 (2013) —

吉 田 仁 美

II 証券クラスアクションのクラス認定での
「市場に対する詐欺」理論の適用の可否をめぐる「重要性」の立証
— Amgen Inc. v. Connecticut Retirement Plans and Trust Funds, 133 S. Ct. 1184 (2013) —

湯 原 心 一

III クラス・アクションを回避する仲裁条項の有効性
— AT&T Mobility LLC v. Concepcion, 131 S. Ct. 1740 (2011) —

柳 景 子

I 大学におけるアファーマティブ・ アクションの基準の厳格化

— Fisher v. University of Texas at Austin, 133 S. Ct. 2411 (2013) —

1 事 実

テキサス大学オースティン校の入学選考では、2008 年入学のクラスの応募者は 29,501 人、うち 12,843 人が入学を許可され、6,715 人が入学した。上告人は、入学を拒否された。

近年、大学は、入学選考に 3 つのプログラムを用いた。第 1 の 1997 年以前のプログラムでは、大学は、応募者のテストのスコアと高校の学業成績を反映した数値的スコア（アカデミック・インデックス、以下 AI）と、応募者の人種の 2 つの要素を考慮した。1996 年、第 5 巡回区合衆国控訴裁判所の *Hopwood* 判決は⁽¹⁾、大学が人種を考慮することは、なんらの非常に重要な政府利益をも促進せず、プログラムは合衆国憲法修正 14 条の平等保護条項違反だとした。

Hopwood 判決後の第 2 のプログラムでは、大学は、入学選考での人種の考慮を止め、かわりに、AI と連結して用いられる、候補者の大学への貢献の可能性についての全体論的な測定基準として、パーソナル・アチーブメント・インデックス（以下 PAI）を採用した。PAI は、学生のリーダーシップ、職業経験、賞、教科外の活動、地域サービス、及び学生のバックグラウンドを洞察できるその他の特別の事情を測るものであった。

また、*Hopwood* 判決を受け、トップ 10% 法が制定された⁽²⁾。トップ 10% 法は、一定の基準に服するテキサス州の高校の学年でトップ 10% に入る全ての生徒に、当該大学を含め、州のどんな公立大学にでも自動的に入学を認める。改正された入学選考プロセスは、トップ 10% 法と連結し、大学に、より人種的に多様な環境を作り出した。⁽³⁾

(1) *Hopwood v. Texas*, 78 F.3d 932, 955 (1996).

(2) *Tex. Educ. Code Ann.* § 51.803 (West 2009) または H.B.588.

(3) 人種を考慮しない AI/PAI 制度の最後の年、入学者は、アフリカ系 4.5%、ヒスパニック 16.9% だった。*Hopwood* 判決やトップ 10% 法以前の、人種が明示的に考慮された制度では、アフリカ系が 4.1%、ヒスパニックが 14.5%

合衆国最高裁判所の *Grutter* 判決⁽⁴⁾、および *Gratz* 判決⁽⁵⁾ に従い、大学は、2004 年に、本件で問題になった第 3 のプログラムを採用し、明示的な人種の考慮を復活させた。*Grutter* 判決は、入学選考プログラムの中で、多くの「プラスの要素」の中の 1 つとしての人種の利用を合憲とした。これに対し、*Gratz* 判決は、人種のマイノリティーの応募者に自動的にポイントを与える入学選考プログラムを違憲とした。

大学は、2004 年秋の応募者から人種を PAI の構成要素に含めた。学生は、自身をアプリケーションに定義された 5 つの人種カテゴリーの中から分類するよう依頼された。人種には明示的な数値的価値の割り当てはないが、意味ある要素であることに議論はなかった。

一旦アプリケーションが数値化されたら、それは、AI を X 軸に、PAI を Y 軸にしたマス目に記された。学生は、個別のスコアに基づき、セル（1 マス）に割り振られた。ある線より上のセルの全ての学生は入学を許可された。ある線より下の全ての学生は入学を許可されなかった。各カレッジは、別々に学生に入学許可を与えており、学生は、まず第一志望、次に第 2 志望、最後に、専攻が宣言されていない一般の入学許可のために考慮された。

上告人は、2008 年入学のクラスに応募し、拒否されたため、大学と大学関係者に対し、大学による人種の考慮は平等保護条項違反だと主張して、合衆国地方裁判所に宣言的判決と injunction による救済を求めて⁽⁶⁾訴訟を提起した。当事者双方が summary judgment を申し立て、地裁は大学勝訴の summary judgment を下した。控訴裁は地裁の判断を是認した。

7 人の裁判官の反対意見にもかかわらず、控訴裁は、上告人の、再ヒヤリングの申し立てを拒否した。上告人は、連邦移送令状の発給を申し立て、これが認められた。

2 争点

大学入学選考における人種の考慮は、修正 14 条に違反するか。

だった。

(4) *Grutter v. Bollinger*, 539 U.S. 306, 326 (2003). ミシガン大学ロースクールの入学選考。

(5) *Gratz v. Bollinger*, 539 U.S. 244 (2003). ミシガン大学の学部レベルの入学選考。

(6) *Fisher v. University of Texas* 645 F.Supp.2d 587, 590 (2009).

3 判 決

破棄差戻。控訴裁は、厳格審査の正しい基準を適用せず、大学に挙証責任を果たさせなかった。地裁の大学勝訴の summary judgment を支持する控訴裁の判断は、誤りである。

4 判決理由

Kennedy 裁判官が法廷意見を執筆した。〔Roberts, Scalia, Thomas, Breyer, Alito, Sotomayor 同調〕

当事者らは、合衆国最高裁に、下級審の判断が「当裁判所の、修正 14 条の解釈を示した、*Grutter* 判決を含む諸判決に沿ったものであるかどうか」を問うている。

(1) 先例としての *Bakke* 判決, *Gratz* 判決, *Grutter* 判決

教育における人種的区分につき、最高裁が、大学の入学選考で、より多様な学生集団による教育的利益を達成する目的で、人種的マイノリティであることを積極的な、または有利な要素として考慮したという問題につき、直接判断を下した 3 つの判決がある。これらの事件を本件の前提とする。

Bakke 判決⁽⁷⁾では、カリフォルニア大学デイビス校医学部の入学選考プログラムを違憲と判断する中で、Powell 裁判官の意見がいくつか基本的な前提を述べている。まず、「州立大学の学部教授陣や事務局の人種または民族的起源に基づく判断は、修正 14 条のもとで審査しうる」(個別意見)。平等保護の原則は、「一方に与えられる保護の度合いよりも大きな保護の度合いが与えられる特別な保護を認めることを許容する」ような「『2つのクラスの理論』の人工的な線引き」を許容しない⁽⁸⁾。そのため、入試における人種優遇の制度が善意のものに見えるかも知れないことは無関係である。政府の決定が「個人の人種または民族的背景に触れるとき、彼はそのような理由に基づいて彼が負うことを求められた負担が非常に重要な政府利益を促進するよう正確に限られているかどうかについての司法的決定をうける権利がある」⁽⁹⁾ため、どんな人種の区分も、厳格審査を満たさねばならない。

次に、Powell 裁判官は、人種の考慮を正当化しうる 1 つの非常に重要な利

(7) Regents of the University of California v. Bakke, 438 U.S. 265 (1978).

(8) *Id.* at 295.

(9) *Id.* at 99.

益を認定した。多様な学生集団からくる教育的利益に対する政府利益である。大学の「教育に関する広い使命」は、救済のための人種的区分を正当化するのに必要な「憲法または法律の侵害に関する司法的、立法的、行政的判断」をなすことと両立しないため、過去の差別の救済は、非常に重要な利益とされなかった⁽¹⁰⁾。

多様性のある学生集団の達成は、これに対して、人種だけではない価値に仕える。クラスルームでの会話を促進し、人種の孤立とステレオタイプを減少させる。大学の学問的使命は、「修正第1条の特別の関心事」である。「大学の業務」の一部は、「思索や、実験、創造に最も貢献する空気を提供することである」。Powell 裁判官の意見の中心的な要点は、しかし、多様性の利益に対するこの政府利益は、許容される目的ではあるが、複合的 (complex) だということであった。「それは、学生集団の特定のパーセンテージが結果として選ばれた民族グループのメンバーに保障され、残りのパーセンテージが相違点のない学生の集合であるというような、単純な民族的多様性に関する利益ではない。非常に重要な州の利益を促進する多様性は、人種や民族的起源が1つの、しかし重要な要素でしかない、はるかに広い範囲の資格や特性に広がる。」⁽¹¹⁾

Gratz 判決、*Grutter* 判決では、最高裁は、パウエル裁判官によって述べられた規範を裏書きした。*Grutter* 判決では、最高裁は、パウエル裁判官の、「学生集団の多様性」の教育的利益を得ることは、「大学の入学選考における人種の利用を正当化しうる非常に重要な州利益である」という結論を再確認した。

ただし、これは明示的な前提が満たされた場合だけである。この目的のために用いられる特定の入学選考プロセスは司法審査に服する。人種は、入学選考プロセスが厳格審査を満たす場合にしか考慮されてはならない。手段が「狭く限られているためには、人種を考慮する入学選考プログラムは、quota 制度を用いてはならず」、かわりに「それぞれの応募者が個人として評価されることを保障し、応募者の人種や民族を彼または彼女のアプリケーションを定義する特徴にしないように、充分柔軟でなくてはならない。」⁽¹²⁾

(2) *Grutter* 判決の基準

Grutter 判決は、人種的「区分は、それが非常に重要な政府利益を促進する

(10) *Id.* at 307-309.

(11) *Id.* at 315.

(12) *Grutter*, 539 U.S. at 334, 337.

ために狭く限られている場合にのみ合憲である」⁽¹³⁾ ことを明らかにした。そして、「多様な学生集団の達成……は、高等教育機関にとって憲法的に許容しうる目的」であるという *Bakke* 判決での Powell 裁判官の結論⁽¹⁴⁾ を裏書きした。*Grutter* 判決のもとでは、厳格審査は人種のカテゴリーまたは区分を用いたすべての入学選考プログラムに適用されねばならない。

Grutter 判決によれば、大学の「そのような多様性がその教育的使命に必要な不可欠だという教育的判断は、我々が謙譲するところである」⁽¹⁵⁾。大学の、その使命に不可欠と考える「学生集団の多様性からくる教育的利益」⁽¹⁶⁾ を追求するとの判断は、かなりの、しかし完全ではない謙譲が適当な教育的判断である。裁判所は、むしろ、学問的決定に対する、理由ある、原理にかなう説明があることを保障せねばならない。この点につき、地裁と控訴裁が、*Grutter* 判決が多様性のある学生集団がその教育的目的に仕えるという「経験と専門性」⁽¹⁷⁾ に基づいた大学の結論に対する謙譲を要求すると判断したことは正しい。

大学が、多様性を「単に人種または民族的起源のみを理由とした何らかの特定のグループの特定のパーセンテージ」と定義するのは許されない⁽¹⁸⁾。それは「完全な人種バランスとなり、明らかに違憲である」⁽¹⁹⁾。「人種バランスは、単に「人種の多様性」とラベルを貼り替えることでは、『明らかに違憲』なものから非常に重要な州の利益に変わったりしない」⁽²⁰⁾。

一旦大学がその多様性という目的が一貫することを立証した場合にも、しかし、入学選考プロセスがその実施において厳格審査に適合するというさらなる司法判断がなければならない。大学は、多様性を達成するために大学によって選ばれた手段が目的に対して狭く限られていることを証明しなくてはならない。この点については、大学は謙譲を受けない。裁判所が、特定の入学選考プログラムを採用するかしないかについての大学の経験と専門性を考慮に入れう

(13) *Id.* at 326.

(14) *Bakke*, 438 U.S. at 311-312.

(15) *Bakke*, 438 U.S. at 311-312.

(16) *Grutter*, 539 U.S. at 328.

(17) *Fisher v. University of Texas at Austin*, 631 F.3d 213, 230 (2011).

(18) *Bakke*, 438 U.S. at 307.

(19) *Grutter*, 539 U.S. at 330, 123 S.Ct. 2325.

(20) *Parents Involved in Community Schools v. Seattle School Dist. No. 1*, 551 U.S. 701, 732 (2007).

るのは真実である。しかし、最高裁が *Grutter* 判決で述べたように、入学選考プロセスが「それぞれの応募者が個人として評価され、応募者の人種や民族性が彼または彼女のアプリケーションを定義づける特徴となるような方法で評価されないことを保証する」⁽²¹⁾ ことは、常に大学の立証義務、そして司法部の判断義務であり続ける。

手段が狭く限られていることは、また、大学にとって人種を用いることが多様性の教育的利益を達成するために「必要」だということを、審査する裁判所が証明することを要求する。これは、大学が人種的区分を用いることなく、充分な多様性を達成することができるかどうかについての注意深い司法の審査を含む。「手段が狭く限られていることは、すべての考えうる人種中立的代替手段が使い尽くされることを要求しない」が、厳格審査は、裁判所に、大学が「働きの人種中立的代替手段を真剣に、善意をもって考慮したこと」を、謙讓せず、注意をもって審査することを要求する⁽²²⁾。大学による考慮は、もちろん必要だが、それだけでは厳格審査を満たすために充分ではない。審査を行う裁判所は、最終的に、多様性の教育的利益を作り出す働きの人種中立的代替手段がないと満足させられねばならない。もし、「人種中立的なアプローチが……同じくらいに、許容しうる行政的負担で、重大な利益を促進しうる」⁽²³⁾ のであれば、大学は、人種を考慮してはならない。原告は、もちろん、大学のアファーマティブ・アクションのプランの合憲性を問題とするだけの挙証責任を負う。しかし、厳格審査は、大学に、人種的区分を用いる前に、利用できる、働きの人種中立的代替手段が充分ではないことについて、最終的な挙証責任を課する。

(3) 結論

厳格審査は「『理論においては』厳格だが、実際には致命的」⁽²⁴⁾ であってはならない。逆も真であり、厳格審査は、理論において厳格で、実際には弱いものであってはならない。司法審査が意味あるものであるためには、大学は、入学選考プログラムが、この文脈の中で最高裁が承認した利益のみを達成するために狭く限られていることを立証せねばならない。控訴裁の判断を破棄し、差し戻す。

(21) *Grutter*, 539 U.S. at 337.

(22) *Grutter*, 539 U.S. at 339-340.

(23) *Wygant v. Jackson Bd. of Ed.* 476 U.S. 267 (1986).

(24) *Adarand Constructors, Inc. v. Peña*, 515 U.S. 200, 237(1995).

5 判例研究

本件では、Kennedy 裁判官の法廷意見に 6 人が同調し、Scalia 裁判官、Thomas 裁判官の同意意見がある。Ginsburg 裁判官は反対意見を付した。Kagan 裁判官は、訴務長官として控訴審で裁判所の友としてのブリーフを提出し、実質的に関与したため、本件を回避した。

テキサスでは、*Grutter* 判決以前に、第 5 巡回区控訴裁の *Hopwood* 事件の違憲判決に従った人種中立的な代替手段としてのテキサス 10% プラン⁽²⁵⁾が、大学のレベルを低下させる、マイノリティーの初等中等教育や、大学でのアチーブメントを向上させない等の批判を受けながらも⁽²⁶⁾、(人種的)多様性の達成という面では効果を上げていた。にもかかわらず、テキサス大学が、*Grutter* 判決を受け、10% プランによる入学者を除いた狭い範囲で、人種を考慮する入学選考プログラムを再導入し、本件の訴訟につながった。

地裁と控訴裁は、人種的区分の利用の合憲性審査にあたり、目的審査だけでなく手段審査においても大学の善意に謙譲した。最高裁は、「多様な学生集団の達成」という目的が厳格審査を満たすかどうかについては、大学の判断に謙譲する一方、「手段が狭く限られているかどうか」については、そうした謙譲はあたらなしとし、「働きうる人種中立的代替手段を真剣に、善意をもって考慮」したかどうか審査すべしとし、本件を破棄差戻した。

本件は、もともと *Grutter* 事件の基準が厳格審査とされていたことから、*Grutter* 判決の基準に、人種中立的代替手段の検討を行うこと、という条件を付け加えたかもしれない程度のもので捉えられた。しかし、本件では、*Grutter* 事件における Kennedy 裁判官の反対意見が法廷意見に採用されたとの指摘がある⁽²⁷⁾。第 5、第 6、第 8 巡回区控訴裁は、*Grutter* 事件が目的と同じく

(25) 2009 年の法改正で、オースティン校のみ、10% プランで入学を許可される学生数が 75% までに制限された、Tex. Educ. Code § 51.803(a)(3)(a-1)。Fisher 判決を受け、Tex. Educ. Code § 51.803(k)(1) (West 2011) によりこの制限は適用されなくなった。

(26) Jennifer L. Shea, *Percentage Plans: An Inadequate Substitute For Affirmative Action in Higher Education Admissions*, 78 INLJ 587, 612, 615, 617 (2003). See also, Fisher, 133 S.Ct. at 2430 (Thomas, J., concurring). Thomas 裁判官が、(10% プランでなく)人種の考慮による入学が、就学した学生の学力を向上させないとの指摘をしている。

(27) *The Supreme Court 2012 Term Leading Cases Constitutional Law Fourteenth Amendment -- Equal Protection Clause -- Public-University*

手段についても大学に謙譲を示したものと解釈し、その影響は、初等教育の事案にも広がりを見せていた。本件により、多くの裁判所が、*Grutter* 事件から本件までの時期より厳格に厳格審査を運用することが予想されている。⁽²⁸⁾

とはいえ、人種によるアファーマティブ・アクションの命脈が本件により絶たれるわけではない。⁽²⁹⁾ 一方、訴訟の増加や⁽³⁰⁾、諸大学が訴訟を回避できるような入学選考プログラムを探ることが予想される。⁽³¹⁾ しかし、人種の多様性の達成が合憲な目的とされるところで、表面的に人種中立的な手段をとるべしとの命令をどう評価するのかは、難しい。⁽³²⁾

実際の影響のほかに、引き続き指摘されているのは、最高裁が人種的な背景でなく、厳格審査の運用に焦点をおいているその視点である。⁽³³⁾ 本件判決は、広い文脈で見れば、マイノリティーを保護する立法にも、より厳しい運用の厳格審査を適用することで、*Calorene Products* 判決⁽³⁴⁾の理由づけを覆しうるものであり⁽³⁵⁾、より直接的な表現では、ロバーツ・コートは、「人種統合を促進するための立法を違憲とすることによってマジョリティー・グループのメ

Affirmative Action -- Fisher v. University of Texas at Austin, 127 HARV. L. REV. 258, 262 (2013)

(28) *Id.* at 263-265.

(29) Melissa Hart, *Considering Class: College Access and Diversity*, 7 HARV L. & POL'Y REV 367(2013).

(30) *Id.* at 368. See also, Reva B. Siegel, *The Supreme Court 2012 Term Foreword: Equality Divided*, 127 HARV L. REV 1, 61(2013).

(31) *Id.* at 368. 代替手段として、10% プランのタイプや個別の社会経済的な評価を含む社会経済的なクラスに基づくアファーマティブ・アクションが示唆されている。 *Id.* at 373.

(32) See, *Fisher*, 133 S. Ct. at 2433 (Ginsburg, J., dissenting).

(33) Siegel, *supra* note 11 at 4. See also, *id.* at 59, citing Elise Boddie, *Commentary on Fisher: In with a Bang, Out with a Fizzle*, SCOTUSblog (June 24, 2013, 11:05 PM), [http:// www.scotusblog.com/2013/06/fisher-v-university-of-texas-in-with-a-bang-out-with-a-fizzle](http://www.scotusblog.com/2013/06/fisher-v-university-of-texas-in-with-a-bang-out-with-a-fizzle).

(34) *United States v. Carolene Products Co.*, 304 U.S. 144 (1938).

(35) Siegel, *supra* note 14 at 62. Scalia 裁判官は、教育も例外でなく、憲法は政府が人種の区分を用いることを禁止するとし See, *Fisher*, 133 S.Ct. at 2422 (Scalia, J., concurring), Thomas 裁判官は、適用されれば致命的な、伝統的な厳格審査の運用を主張する。 See, *Fisher*, 133 S.Ct. at 2422 (Thomas, J., concurring).

ンバーを守るために、*Brown* 判決に訴えている」⁽³⁶⁾。

2013 年開廷期には、逆に、アファーマティブ・アクションを禁止するミシガン憲法の規定が修正 14 条に違反するかどうかを問う訴訟⁽³⁷⁾が最高裁に係争しており、さらに注目が集まっている。

(吉田仁美)

(36) Siegel, *supra* note 14 at 92.

(37) *Schuette v. Coalition to Defend Affirmative Action*, 701 F.3d 466 (6th Cir. 2012) (en banc), cert. granted, 133 S. Ct. 1633 (2013).